

子育て世帯訪問支援事業(子育てヘルプ)のご案内

事業概要と支援対象

■ 養育支援が必要な家庭に支援を行うことで養育者の負担を軽減するとともに、その家庭において安定した児童の養育が行えるようにすることを目的に、ヘルパー派遣による家事等の援助を行います。

■ 西宮市内に居住されている方で、親族等の十分な援助が期待できず、他の子育て支援サービスの利用をもってもお子さんの養育負担が大きい、次のいずれかに該当する家庭が支援対象となります。

【産後ヘルパー】：出産直後で母体が回復するまでの期間（産後 8 週間まで）にある家庭

出産後間もない期間（産後 1 年まで）にある多胎児を在宅で養育する家庭

（保育所等の利用により、児童を日中在宅で養育されていない方は対象外）

【育児支援ヘルパー】：出産後間もない時期（概ね 1 年程度）の養育者が、育児ストレス、育児ノイローゼ等の問題によって、養育者が子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭

食事などの日常生活について保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭

（いずれも市担当による家庭状況の確認を実施。診断書等は不要。）

【産前ヘルパー】：産前のひどいつわり、切迫早産など安静が必要で家事ならびにお子さんの養育負担が大きいと認められる、正産期(妊娠 37 週)の前日までの期間にある家庭（上記を示す診断書等が必要）（お子さんを養育されていない妊婦の方は対象外）

援助規定と利用料

(ア) 時間：1 日 1 回、1 時間 30 分以内

(イ) 上限回数：20 回（※産後ヘルパーにおける多胎児家庭は、対象児 1 人あたり 20 回）

(ウ) 派遣期間：

・産後ヘルパー（出産日～8 週間以内 ※多胎児家庭は出産日～1 年以内）

・育児支援ヘルパー（家庭の状況に応じて決定 ※最大で決定日～1 年以内）

・産前ヘルパー（決定日～正産期の前日まで ※但し診断書等に記載された期間が対象）

※多胎児家庭における育児支援ヘルパー、産前ヘルパーの利用時は対象児の人数に関わらず 20 回までとなります。

(エ) 派遣可能日：最大で月曜～日曜日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

(オ) 時間帯：最大で午前 8 時～午後 6 時（終了）

(カ) 利用料：所得に応じて決定します。（1 回あたり 900 円、450 円、無料） ※初回～5 回目までは無料（全ての利用者）

※事業者により異なります。祝日の派遣可否等、派遣可能日・時間帯の詳細はホームページ別添資料「登録事業者一覧」を参照してください。

※ヘルパーの業務内容については、ホームページ別添資料「支援内容の詳細」を参照してください。

【注】できること、できないことの区別や注意事項について、必ずご確認をお願いします。

お手続きの流れ(産後ヘルパーの場合)

～出産予定日の 2 か月前頃までを目途にご相談ください。～

～派遣開始までに原則 1 回の家庭訪問を実施します。～

出産前

①電話等で相談 ※来庁不要 ②市担当による支援状況等の聞き取り～申請書を郵送 ③申請書記入・提出（返信用封筒にて郵送）

④申請書受理後、市担当と派遣先事業所の職員による家庭訪問(初期面談)

★利用に際する留意事項等の説明や支援内容の打ち合わせを行います。★出産後にスムーズにヘルパー派遣ができるよう、原則、出産前に実施。（③の申請書提出以降に日程調整の上、お伺いします。）※所要時間：30 分

出産後

⑤出産連絡（出産日・退院日を市へ連絡）※この時に派遣開始希望日を確認・調整

⑥派遣決定（決定通知書は自宅へ郵送）⑦派遣開始前に派遣先事業所から派遣開始日・内容等の電話連絡が入る ⑧派遣開始

※ご出産後における産後ヘルパーの利用申込、および産後ヘルパー以外の利用申込に関する手続きについては、担当課までお問い合わせください。

【ご相談・問い合わせ先】

西宮市役所子供家庭支援課「子育てヘルプ」担当

TEL：0798-35-3177